

第 18 号議案

和解及び損害賠償額の決定について

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

賃貸借契約の解除に伴う損害賠償について、和解を成立させ、損害賠償額を決定するに当たり、議決の必要がある。

和解及び損害賠償額の決定について

平成28年7月25日付けで締結した証明書発行システム機器及びソフトウェアの賃貸借契約を中野区の申出により令和2年1月31日付けで解除したことに伴う損害賠償に関し、下記の当事者間において、下記の和解条件のとおり和解を成立させ、損害賠償額を決定する。

記

1 当事者

東京都港区西新橋一丁目3番1号

甲 日立キャピタル株式会社

代表執行役 川部誠治

東京都中野区中野四丁目8番1号

乙 中野区

代表者 中野区長 酒井直人

2 和解条件

- (1) 甲は、本件契約の解除により、証明書発行システム機器及びソフトウェアの賃借料残額相当額の合計3,022,140円の損害を被った。
- (2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、本件和解成立後、甲の指定する方法で支払う。
- (3) 以上のほか、本件に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。